

# 研究費の不正使用防止について

大学事務長

本学教職員および研究費により謝金・旅費等の支給を受ける学生等は、「神戸女学院大学における研究費の使用に関する行動規範」にしたがい、研究費の公正かつ効率的な使用に努めなければなりません。

## 研究費の使用に関する行動規範

次のように定められています。

- (1) 研究活動のための経費は、学生納付金、あるいは国民の税金による公的資金および寄付金等を原資とすることを十分認識し、社会的な信頼に応えるよう、その使用にあたる。
- (2) 研究費の使用にあたっては、関連する法令、関係規則および学内の諸規則を十分にわかまえ、それらを遵守する。
- (3) 研究費の不正使用を防止するために、つねに実効性があり、かつ透明性の高い管理・監視体制を整備することに努める。
- (4) 不正が行われたこと、あるいは行われつつあることを知りえたときは、それを黙過しない。
- (5) 研究費の適正な使用のために、相互の理解に努める。

## 研究費の不正使用



### 物品等購入費に係る不正

•業者との消耗品購入に係る架空の取引により、研究機関から支払われた金額を、別の用途に流用等をするもの。



### 旅費に係る不正

•いわゆるカラ出張や水増し出張によって不当に旅費を請求し、差額等を不正に取得するもの。



### 人件費に係る不正

•出勤簿や日報を捏造、改ざんすることなどによって、雇用者給与のカラ請求や水増し請求を行い、実態とは異なる給与を研究機関から受領するもの。



### 役務に係る不正

•研究機器の修理や保守点検等の役務を実施したことにして、架空請求し研究機関から支払われた金額を、別の用途に流用等をするもの。